

# 令和7年度「消費者教育講師派遣事業」実施要領 (成年年齢引下げに伴う消費者教育の推進)

## 1 趣旨

令和4年4月から成年年齢が引下げられたことにより、成年に達した直後の消費者被害が懸念されることから、若年層を対象とした消費者教育の強化が求められている。

このため、学校や保護者等（以下「学校等」という。）を対象とする講座に対し宮城県（以下「県」という。）が消費者教育や消費者トラブル等に精通した講師を派遣することで、消費者教育の一層の促進を図り、自立した若年層消費者の育成と消費者被害の未然防止に資する。

## 2 内容

学校等の依頼に応じて、県が仙台弁護士会に依頼し、消費者教育や消費者トラブル等に精通した講師（弁護士等）を派遣する。

## 3 対象

県内の高等学校、特別支援学校、専門学校、大学等の生徒・学生及び教員、保護者

## 4 講義の内容

若年層の消費者被害や消費トラブル及び被害に遭った場合の対処方法、成年年齢引下げに伴う影響等、具体的な内容については、県、学校等と講師間において調整する。

また、派遣方法については、WEB講義方式による実施も可能とする。

※「WEB講義方式」とは、遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるコミュニケーションツール（zoomやteamsなど）による方式のこと。

## 5 費用負担

講師の謝金及び旅費は県が負担する。

## 6 申込方法等

(1) 学校等は、派遣希望日の2か月前までに電話連絡の上、メール又はファクシミリで「消費者教育講師派遣事業申込」により、県の事務局宛て申し込みを行う。

(2) 県は派遣の可否を判断し、講師派遣機関に講師の派遣を依頼・調整し、利用者に通知する。

(3) 通知を受けた学校等は、講義の内容等について、県講師との間で調整する。

(4) 学校等は、事業実施後、実施内容について、速やかにメール又はファクシミリで消費者教育講師派遣事業実施結果を県の事務局宛て報告する。

(事務局) 宮城県環境生活部消費生活・文化課 相談啓発班

電 話：022-211-3126、FAX：022-211-2959

メール：syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

## 7 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 8 謝金の取扱い

講師に対して、県は、原則として、実施時間1時間当たり9,000円の謝金を支払うものとする。

ただし、実施時間が1時間に満たないときは1時間に切り上げ、1時間を超えるとときは端数を30分単位で切り上げることとし、30分単位の額は、1時間当たりの額の2分の1とする。

## 9 費用弁償等の取扱い

講師には、県が職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）に基づき費用を弁償する。費用弁償は、行政職給料表6級待遇とする。